

伊佐市教育委員会告示第7号

伊佐市教育委員会所管の行事の共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊佐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催又は後援（以下「共催等」という。）を行う行事の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 教育委員会が行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施についてその一部を負担することをいう。
- (2) 後援 教育委員会が行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について奨励することをいう。

(名義)

第3条 教育委員会が共催等を行う場合の名義は、伊佐市教育委員会とする。

(承認の基準)

第4条 教育委員会が行事の共催等の承認を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずるもの
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 学校教育、社会教育団体、社会体育団体、文化団体、研究団体、産業・経済団体その他の団体で、当該団体の設立目的又は活動状況等が本市教育行政の推進方針に反しないものと認められるもの
- (2) 行事の内容が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 行事の内容が、明らかに教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するもので、公益性があるものであること。
 - イ 行事の内容が、教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に即したものであること。
 - ウ その他教育委員会が特に適當と認めるもの

- (3) 行事の開催に当たって、保健衛生、安全対策等の必要な措置が講じられていると認められるものであること。
- 2 行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、共催等の承認を受けることができない。
- (1) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は特定の政治若しくは宗教に関する活動と認められるもの
 - (2) 参加者が主催者の構成員のみであるもの
 - (3) 営利を目的とすると認められるもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
 - (5) その他共催等の承認を行うことが適当でないもの
- 3 前項第3号の規定にかかわらず、教育委員会の振興に多大な貢献があると認められる行事は、共催等の承認を受けることができる。

(申請)

第5条 共催等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、共催・後援承認申請書（様式第1号）により行事開催の日前30日までに教育長に申請するものとする。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、申請者に次に掲げる書類を提出させることができる。
- (1) 行事の開催（実施）要領又は事業計画書
 - (2) 行事の収支予算書
 - (3) その他必要と認める書類

(承認等)

第6条 前条第1項の規定による申請があった場合においては、第4条に定める基準に基づいてその内容を審査し、適當と認めるときは共催・後援承認通知書（様式第2号）により、不適當と認めるときは共催・後援不承認通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により行事の共催等の承認を行う場合には、必要に応じて条件を付するものとする。

(内容の変更)

第7条 行事の共催等の承認を受けた者が、当該承認に係る行事の内容を変更しようとするときは、共催・後援変更承認申請書（様式第4号）により教育長に申請するものとする。

2 前条の規定は、行事の内容の変更の承認又は変更の不承認の決定について準用する。
(承認の取消し)

第8条 教育長は、行事の共催等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、共催・後援承認取消通知書（様式第5号）により直ちにその更正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
 - (2) 行事の内容等が第4条に規定する基準等を逸脱するものとなったとき。
 - (3) 第6条第2項の承認の条件に違反したとき。
 - (4) その他承認することが不適当であると認められるに至ったとき。
- 2 前項の規定により共催等の承認を取り消された場合において、申請者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。

(承認期間)

第9条 行事の共催等の承認の期間は、承認の日から当該承認に係る事業の終了する日までとする。ただし、6ヶ月を超えることはできない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、当該承認に係る事業の内容からみて相当長期間の承認が必要であると認められる場合には、教育長の定める期間とする。
- (実施結果の報告)

第10条 教育長は、必要があると認めるときは、行事の共催等の承認を受けた者に対して、当該承認された行事の実施結果について、報告を求めることができる。

(事務の処理)

第11条 この告示に関する事務は、行事の共催等の承認の申請があった事業に係る事務を所掌している課等又は当該申請のあった事業に関連のある課等が行うものとする。

- 2 行事の共催等の承認等を行う場合にあっては、教育総務課長の合議を経て、教育長の決裁を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行前に共催等の申請がされた行事の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

伊佐市教育委員会教育長 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電話番号

共催・後援承認申請書

次のとおり行事を開催しますので、伊佐市教育委員会の（共催・後援）をお願いします。

行 事 の 名 称	
趣 旨 ・ 目 的	
内 容	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
参 加 対 象 ・ 人 数	
入 場 料 等 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有料 (円／人) <input type="checkbox"/> 無料 ※有料の場合、収支予算書を求めることがあります。
主 催 ・ 共 催 ・ 後 援 者 (予 定 を 含 む 。)	
連 絡 先 (事 務 局 等)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（記入不要） 住 所 氏 名 電 話 番 号 () -
備 考	

※（共催・後援）のどちらかを○で囲んでください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊佐市教育委員会

教育長

印

共催・後援承認通知書

年 月 日付で（共催・後援）の承認申請のあったことについて
は、次のとおり承認します。

行事の名称						
承認の期間	年 月 日から			年 月 日まで		

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊佐市教育委員会

教育長

印

共催・後援不承認通知書

年 月 日付で（共催・後援）の承認申請のあったことについて
は、次の理由により不承認とします。

行事の名称	
不承認の理由	

様式第4号（第7条関係）

年　月　日

伊佐市教育委員会教育長 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電話番号

共催・後援変更承認申請書

（共催・後援）の承認を受けている行事の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称					
既に受けた承認の 年月日及び番号		年　月　日付　第　号			
変 更 の 内 容	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 の 理 由					
その他参考と なるべき事項					

※（共催・後援）のどちらかを○で囲んでください。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

伊佐市教育委員会

教育長

印

共催・後援承認取消通知書

年 月 日付 第 号で（共催・後援）を承認したことについては、次の理由により取り消します。

取消しの理由	
行事の名称	